

船舶事故調査報告書

令和2年8月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突（岸壁）
発生日時	令和元年9月19日 06時35分ごろ
発生場所	高知県高知市高知港 高知港藻洲瀨防波堤灯台から真方位030°600m付近 （概位 北緯33°30.3′ 東経133°33.8′）
事故の概要	旅客船龍馬は、航行中、岸壁に衝突した。
事故調査の経過	令和元年9月19日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	旅客船 龍馬、52トン
船舶番号、船舶所有者等	132097、高知県
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）
負傷者	軽傷 2人（旅客）
損傷	本船 右舷船首部に凹損等 岸壁 なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.1m
事故の経過	<p>本船（両頭船）は、船長ほか2人が乗り組み、旅客6人を乗せ、種崎渡船場に向けて長浜渡船場を出航し、長浜側操縦システム（以下「長浜側」という。）を断とし、種崎側操縦システム（以下「種崎側」という。）を入りとして切り替えたつもりで、種崎渡船場の約20m手前で約5ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）に減速した。</p> <p>本船は、更に減速中、船長が、クラッチレバーを後進としたものの、機関が後進となっていないことに気づき、長浜側を改めて断とした後、再度、種崎側で後進としたものの、速力が約2knで岸壁に衝突した。</p> <p>旅客2人は、頸椎捻挫等と診断された。</p> <p>運航基準によれば、船長は、着岸前に機関の後進及び舵の作動点検を行うこととなっていた。</p>
分析	本船は、航行中、着岸前の機関の後進及び舵の作動点検を行っていない中、船長が、種崎渡船場に向け、クラッチの切替えができていない状態で航行を続けたことから、岸壁に衝突したものと推定される。
原因	本事故は、本船が航行中、着岸前の機関の後進及び舵の作動点検を行っていない中、船長が、種崎渡船場に向け、クラッチの切替えができていない状態で航行を続けたため、岸壁に衝突したものと推定される。

再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操縦システムの切替えは確実にいき、運航基準に従い、着岸前に機関の後進及び舵の作動点検を行うこと。
--------------	--